

令和6年第12回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和6年12月20日（金） 午前10時～10時30分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	8番 木 村 功 伸
	9番	工 藤 勝 彦	10番 工 藤 元 伸
	13番	佐 藤 国 雄	
- 4 出席農地利用最適化推進委員 (3人)

・中野地区	佐 藤 徹 志	・六郷地区	村 上 誠
・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁		
- 5 欠席農地利用最適化推進委員 (2人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・黒石地区	高 木 一 弥
------------	---------	-------	---------
- 6 議事参与の制限委員 (3人)

5番	今 隆 俊
7番	長 内 康 之
10番	工 藤 元 伸
- 7 付議案件

報告第22号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第46号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
議案第48号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第49号	非農地証明申請について
議案第50号	農業経営基盤強化促進法における地域計画目標地図素案の決定について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻となりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和6年第12回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、3人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番加藤浩揮委員、4番佐藤陽介委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第22号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第22号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和6年11月受理分は、相続が7件、総面積31,602㎡、田が12筆27,190㎡、平畑が6筆2,699㎡、樹園地が7筆1,713㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第23号は、農地法施行規則第18条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号56番は、大字竹鼻字北野田の田、8,525㎡を賃借人の都合により、令和6年11月1日に合意解約したものです。

		受付番号57番は、大字三島字宮元の田、外3筆合計7,728㎡を賃借人の都合により、令和6年10月31日に合意解約したものです。 受付番号58番は、追子野木三丁目の田、5,317㎡を賃借人の都合により、令和6年11月11日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号59番は、松原の田、2,457㎡を賃借人の都合により、令和6年11月13日に合意解約したものです。 受付番号60番は、富士見の田、3,964㎡を賃借人の都合により、令和6年11月21日に合意解約したものです。 受付番号61番は、富田の田、6,140㎡のうち3,000㎡を賃借人の都合により、令和6年11月27日に合意解約したものです。 受付番号62番は、大字境松字村井の田、3,050㎡を賃借人の都合により、令和6年11月28日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第46号につきましては、7番長内康之委員が代理人となっており、また、10番工藤元伸委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員、工藤元伸委員退席) それでは、議案第46号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第46号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が10件、所有権移転が4件です。 7ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号17番は、田中の樹園地、外32筆合計62,642㎡を親から子への経営継承のため、10年間貸借するものです。 10ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号31番は、松原の田、2,036㎡を経営規模拡大のため、4年間貸借するものです。 受付番号32番は、大字黒石字弥九郎の田、外1筆合計9,914㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。 受付番号33番は、大字黒石字弥九郎の田、外1筆合計3,537㎡を契

約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号34番は、迫子野木三丁目の田、3,320㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

11ページに移ります。

受付番号35番は、大字中川字富田の田、2,037㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号36番は、相野の田、外2筆合計5,822㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号37番は、馬場尻下の田、5,397㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号38番は、馬場尻下の田、2,994㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。

受付番号39番は、大字上十川字留岡二番の田、4,067㎡を経営規模拡大のため、2年間貸借するものです。

12ページに移ります。

受付番号40番は、大字赤坂字東池田の樹園地、外2筆合計3,166㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。

受付番号31番、36番、39番、40番の申請について、借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号32番から35番、37番、38番の申請については、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での契約期間更新となりました。

13ページに移ります。

(3) 所有権移転です。

受付番号66番は、馬場尻東の畑、2,187㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、受付時に、農業経営基盤強化促進法での申請について説明し、双方の同意を得たうえで農地法第3条での申請となりました。

受付番号67番は、田中の田、401㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、申請地の面積が10a未満であり、集約が難しいため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号68番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、外2筆合計2,656㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号69番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、302㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。

今回の現地調査は、事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員によ

		る状況説明で実施しました。 以上です。
議	長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、11番佐藤孝文委員に報告をお願いします。
佐藤孝文委員		今回申請があった農地について、去る12月9日、種市美夏委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、12月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号17番は、親から子への経営継承のための申請です。現況は、田・畑・樹園地で、権利取得後は水稻・やさい・りんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号31番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号32番から35番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号36番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号37番、38番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号39番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号40番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号66番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取得後はビニールハウスでの水稻の育苗と自家消費用のやさいの栽培が行われます。 受付番号67番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号68番、69番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はそれぞれりんごの栽培が行われます。 今回申請があった15件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声

議 長	ご異議がありませんので、議案第４６号は原案のとおり決定いたします。 （長内康之委員、工藤元伸委員指定席に着く） 次の議案第４７号につきましては、５番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 （今隆俊委員退席） それでは、議案第４７号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第４７号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が１件、所有権移転が３件です。 別紙１５ページから説明します。 （１）賃借権設定です。 受付番号５７番は、大字黒石字弥九郎の田、外１筆合計６，５２６㎡を６年間１０ａ当たり玄米９０ｋｇで、再設定するものです。 １６ページに移ります。 （２）所有権移転です。 受付番号４６番から４８番は、経営規模拡大のための申請です。 受付番号４６番は、大字上十川字柳澤の田、外４筆合計４，８８３㎡です。 受付番号４７番は、大字上十川字山元の畑、４，４００㎡です。 １７ページに移ります。 受付番号４８番は、大字三島字宮元の田、外３筆合計７，７２８㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４７号は原案のとおり決定いたします。 （今隆俊委員指定席に着く） それでは、議案第４８号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第４８号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の

		規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙19ページで説明します。 今回の申請は、賃借権設定が1件で、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから、新たな受け手に貸し付けられるものです。 (1) 賃借権設定です。 受付番号10番は、大字境松字村井の田、外2筆合計5,113㎡、期間は2年3ヶ月、賃借料は10a当たり10,000円です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第48号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第49号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事		議案第49号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。21ページをご覧ください。 受付番号4番の土地の所在は、大字牡丹平字福民北、登記地目は畑、面積は320㎡で、土地所有者は記載のとおりです。証明内容は、現況、宅地の状況です。 平成30年12月28日に相続により取得しましたが、全所有者が申請地を取得した当時から不耕作地となっており、宅地の状態で管理されていたとのことです。 現況が畑の様相を呈しておらず、また、農地に復元することが著しく困難である土地と確認及び判定されることから、現状地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題はないと思われます。 受付番号5番の土地の所在は、大字桜木町、登記地目は田、面積は233㎡で、土地所有者は記載のとおりです。証明内容は、現況、宅地の状況です。 令和4年5月17日に相続により取得しましたが、全所有者が申請地を取得した当時から不耕作地となっており、宅地の状態で管理されていたとのことです。 現況が田の様相を呈しておらず、また、農地に復元することが著しく困難である土地と確認及び判定されることから、現況地目は非農地で、非農地証

	明を交付することに問題はないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で、現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、11番佐藤孝文委員に報告をお願いします。
佐藤孝文委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る12月9日、種市美夏委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号4番は、宅地として非農地証明を受けたいとのことです。現況は宅地であり、周辺の状況も宅地です。申請地は、数十年以上前から畑として耕作されておらず、適正な管理も行われていなかったとのことです。 受付番号5番は、宅地として非農地証明を受けたいとのことです。現況は宅地であり、周辺の状況も宅地です。申請地は、数十年以上前から田として耕作されておらず、適正な管理も行われていなかったとのことです。 受付番号4番、5番はともに、数十年以上前に土地造成が行われており、ただちに農地に復することは困難な状況となっております。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第49号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第50号「農業経営基盤強化促進法における地域計画目標地図素案の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第50号は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案を、別紙のとおり決定することに意見を求めるものであります。 内容について、別紙で説明いたします。 会場後方のホワイトボードと壁に貼り付けしている目標地図の素案をご覧ください。 令和5年4月1日に、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが法定化されました。本計画は、地域における農業の将来の在り方等について協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率化と総合的な利用を図るため、令和7年3月末までに地域計画を策定することが、国が

		ら求められております。 農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき、黒石市長より目標地図の素案の作成及び提出を依頼されており、本案の承認後、黒石市農林課に提出することとなっております。 目標地図の素案につきましては、農家基本台帳等を基に作成した現況地図と、令和5年10月から令和6年2月まで実施した担い手への経営意向に関するアンケート調査の回答を基に作成し、令和6年8月から令和6年10月まで全7地区で開催された座談会での意見をふまえ、修正したものとなっております。 経営意向に関するアンケート調査の回答区分は、現状維持、規模拡大、規模縮小、やめたいの4つに分かれており、現状維持は緑色、規模拡大は黄色、規模縮小・やめたいは赤色で色分けしております。 目標地図の素案は、沖揚平地区、厚目内地区、中野地区、山形地区、浅瀬石地区、黒石地区、六郷地区の全7地区で作成しており、内容については、毎年見直しを行う予定であります。 目標地図の素案提出後は、黒石市農林課において地域計画の目標地図を作成することとなります。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第50号は、原案のとおり決定いたします。これで、本日の議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第12回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年12月20日 議 長 木立 康行 議事録署名者 阿部 浩輝 議事録署名者 佐藤 陽介